

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 平成 29 年 9 月 15 日（水） 午後 1 時 30 分
2. 場 所 第 3 委員会室
3. 出席委員 林委員長ほか議長を除く議員全員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・山下主査
8. 協議事項
9 月定例会本会議（9 月 8 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午後 1 時 30 分 閉会 午後 3 時 10 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 29 年 9 月 15 日

予算決算常任委員長 林 哲 也

記 録 調 整 者 山 下 賢 三

林委員長 皆さんこんにちは。本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、13 日に引き続き、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。これより、先日に引き続き、議案第 1 号「平成 29 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。最初に、市長より発言の申し出がありましたので、これを受けることとします。

大西市長 皆さんこんにちは。それでは委員会の採決に先立ちまして、発言の機会をいただきましたこと、まずもって感謝を申し上げる次第でございます。今回の補正予算、そしてアルミネの誘致に向けた事業につきまして、これまで議論をいただいたところでございます。そういった中で確認の意味も含めまして 2 点ほど私から申し上げさせていただきたいと思います。1 点目は事業費が増加している要因についてであります。事業費については、当初見込みの約 5 億 4,300 万円から現在の見込みといたしましては、約 7 億 4,500 万円と増額が避けられないことはすでに説明をいたしたとおりでございます。この増額のうち、用地造成のために残土を運搬する費用、約 7,600 万円は当初ご説明しておりましたスケジュールから遅れが生じたために必要となったものでございます。ただし増額の全てがスケジュールに遅れによるものではございません。用地取得や家屋補償の金額について、当初の概算額を専門的観点から精査した結果として、約 2,300 万円、地域の皆様から不安の声として上がった事項への対応、具体的には地下水への影響調査や配水対策として、約 6,000 万円。そして、降雨時の調整機能を有した調整機を新たに築造することにより、約 4,000 万円の合計約 1 億 2,000 万円の増額については、地権者の方々、地域の方々にしっかりと対応をさせていただくために必要不可欠な事業でございます。地域の皆様方からご要望いただいた事項に対し、市としてその責任を果たしていくための予算も多く含まれていること、予算の裏付けがあつてこそ地域に責任ある説明ができることをぜひご考慮をいただけたらと思います。もう 1 点は、事業の実施、遂行、そのものに対する見通しでございます。確かに地権者の方々全てのご了解が得られたうえで関連事業に係る予算の議決をお願いすることができれば、それが理想的な形であり、これまでのところ、まだそれが叶わず、住民を代表されている議会の皆様に対し、このような形での審議をお願いしていることについては、執行を預かる市長といたしましても、必ずしも本意とは言えません。一昨日も述べましたけれども、予算の議決をいただいたといたしましても、農地転用及び開発許可は地権者の同意がなければ進められるものではあ

りません。ましてや進める気もございません。しかし、地権者にご理解をいただくための誠心誠意の努力は続けながらも、今このタイミングで動き始めなければ、事業の実施そのものに見通しが立たなくなってしまうということも事実でございます。その最大の要因は、用地造成に不可欠な造成盛り土の確保でございます。盛り土の確保のためには、長門俵山道路の建設残土、残り 10 万立米の仮置きを、国においてもすぐに進めていただく必要があります。しかし、この仮置きは、市が残土搬出をきちんと進めることを示して初めて進むものでございます。仮にこの 10 万立米がなくなってしまうえば、造成盛り土の確保そのものに見通しが立たない状況に陥ってしまい、地権者のご同意の有無に関わらず、事業が立ちいかなくなっていくことになります。また、橋梁工事についても早期に着手しなければなりません。橋梁の下部工事は非出水期である 11 月から 4 月にしかできません。新工場への接続道となる橋梁工事は平成 29 年度の非出水期に予定している片側の橋台工事からスタートし、段階的に仕上げていく予定にしております。しかし仮に今から着手できなければ今回予定している工事部分が完成に至らず、次の非出水期まで工事ができなくなることから、新工場の操業に支障のないスケジュールでの完成に見通しが立たなくなってしまうことでございます。アルミネは平成 32 年 3 月の工場稼働を目指すことを市と合意し、これに基づいて機械の発注や、生産計画等を練られていることと思います。当然株主や、取引先との関係もある中、長門市の事業遂行を信頼し、新工場の計画を進められておると認識をいたしております。そうした中、長門市として、いかに信頼に答えていくか、これだけ最善の策を示していけるかが問われていると思います。その期待に答えていくため、このタイミングで予算をお認めいただき、動き始めなければ事業の見通しが立たない状況になり、アルミネとの信頼関係にもひびが入ることになりかねません。本事業は 50 年に一度あるかないかの事業であり、アルミネのみならず、一昨日も申し上げましたけれども、地域、県、国との連携した対応が必要でございます。すでに地権者の中には長門市の将来を考え、苦渋での決断であったと思いますけれども、市の進める方向性に賛同し、次の一步を踏み出している方もいらっしゃいます。同意をいただけていない方とも 1 人ずつ信頼関係を積み重ねていくことができつつあります。誠意を持ってお話が続けさせていただくことでご理解を得ることができるものと確信をいたしております。県役にも本事業の大きな益と、長門市の強い思いに答え、様々な知見を結集し、事業の遂行に尽力をいただいているところでございます。こうした動きを結集させ、限られた時間の中で、成果を得ていくうえで、その中心にある長門市が着実に事業を進め、指導していくことができなければ、信頼関係の欠如という大きな損失にも繋がりがねません。このような認識の中で、私といたしましても熟慮に熟慮を重ね、このタイミングでの

お願いを申しあげているところでございます。こうした点も含めまして、何卒ご審議、採決をいただけますよう何卒よろしくお願い申し上げます。また、発言の機会をいただきました委員長に厚くお礼を申し上げます。

林委員長 大西市長、退席をお願いします。この際暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 13 : 39 —

— 再開 13 : 43 —

林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。お手元に配布のとおり、吉津委員から議案第 1 号について修正案が提出されました。修正案について提出者の説明を求めます。

吉津委員 お疲れ様です。では平成 29 年度長門一般会計補正予算（第 2 号）の予算修正をさせていただきます。本予算修正案は、予算の総額を歳入・歳出それぞれ 210 億 8,519 万 3,000 円に減額しようとするもので、第 1 表 歳入・歳出予算補正の表中、歳入では、「第 21 款 市債」の「第 1 項 市債」を、4,200 万円減額し、歳出では、「第 7 款 商工費」の「第 1 項 商工費」を、2 億 5,650 万円減額し、予備費に同額を計上する。また、第 8 款土木費の「第 2 項 道路橋梁費」を 4,200 万円減額するものであり、これに伴い、第 2 表 債務負担行為補正の表中、三隅地区工場用地沈下測量水利調査業務を削除し、第 3 表地方債補正の表中、市道改良舗装事業の項目について減額するものです。なお、修正に関する説明としては、歳出については、予算書 62 ページに記載のある、「第 1 項 商工費」、「第 2 目 商工業振興費」の企業立地促進事業費 2 億 5,650 万円を全額削除、予算書 64 ページに記載の、「第 2 項 道路橋梁費」、「第 3 目 道路橋梁新設改良費」の過疎対策事業費 4,200 万円を全額削除し、「第 1 項 商工費」、「第 2 目 商工業振興費」の企業立地促進事業費に充当される一般財源を予備費に組み替えるものです。歳入については、「第 3 目 道路橋梁新設改良費」の過疎対策事業費の特定財源である、市債の土木債、6,670 万円のうち、4,200 万円を減額するものです。議員間討議でも述べましたが、この事業、企業誘致に関しましては、私も賛成であります。厳しい中での財源確保、誘致に対しての熱意は私も理解しております。企業誘致については、地理的条件が悪い本市にとっては、千載一遇のチャンスであり、また、経済効果も約 2 億円と言われており、市長の強い思いも理解できます。しかしながら、本事業を進めるためには、全ての地権者の同意を得て進めるのが本来あるべき姿であり、2 人の同意が得られていない現状において、事業を進めることに対し、果たしてこれで本当の市民の理解が得られるのかと私は思います。このことは行政に対する政治

不信を招くことにも繋がりがねません。ここは全ての地権者の同意を得て、自由に進めるのが本来行政のあるべき姿だと思い、提出させていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

林委員長 これより提出者に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、吉津委員から提出された修正案に対する質疑を終わります。討論を行います。本案については、原案と修正案をあわせて討論を行います。なお、発言の際には、原案または修正案のいずれかに対する意見であるか、また賛否を明らかにして発言していただきますようお願いいたします。ご意見はありませんか。

大草委員 私は修正案に賛成の立場から簡潔に討論します。問題となっている三隅地区工場用地整備事業については、地権者との 1 年有余の交渉がされましたが、残念ながら現時点においてはまだ 2 名の方から同意をいただいていない状況です。議会選出の監査員として申し上げるならば、監査は事実と向き合うことが鉄則であり、基本であると考えます。従って、現時点で地権者から同意をいただいていない状況からすると、修正案に賛成せざるを得ません。なお、9 月 22 日までに地権者との同意がいただけるならばこの限りでないことを申し上げます。

重村委員 現在提出されています修正案について、反対の立場から討論に参加させていただきます。吉津委員のほうから提出をいただきました、修正案に対して、質疑のところでも若干触れれば良かったんですけど、討論ということで参加をさせてもらいます。吉津委員の討論の内容、それから説明の内容は議会人として当然地権者がオッケーをいただいていない中で予算執行するという観点から修正案を出さざるを得ないというところにいたったという経緯は、同じ議員としてもよく理解できる部分がございます。しかしながら今日の冒頭の市長の説明でもありましたように、地権者が反対の方がいらっしゃる中で裏返してみれば、20 名の方が大切な土地をご同意をいただいて、この事業にも反対をされている住民もいらっしゃるということも事実でございます。それで、この事業を進めていく中では、地権者の思いとご同意というところが最重要課題であらうかと思えますけれども、市長の説明があったように、この長門俵山道路の残土を使つての今回の事業計画でございます。残土を今の時点でないと確保できることが一切できない。ですから、この修正案を提出するということは、この事業そのものをここでやめざるを得ない。事業を中止に迫りやるという形の決議となってしまいます。そういった意味を含めればラストチャンスとしてもう 1 回執行部には当初の目的達成のためにご尽力をいただいて、ここは議会としては長門市の未来、そしてご尽力をいただいているアルミネの今後の企業の側面からの自治体としての支援、こういったところの観点から、この議案を

原案を通すべきだということで、修正案には反対をさせていただきます。

南野委員 それでは私は吉津委員の修正案について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。私も昨年の 6 月定例会におきまして、この予算を正直賛成しております。それから約 1 年 3 ヶ月たちまして、当然私は 22 名の地権者全ての方から同意が得られるものと信じておりました。しかし、現在いまだに 2 名の方から同意を得られていない。果たしてそういう状態で市が公金を使って市民の血税である税金を使って、果たしてこの事業をやるのが本当に正論であるのかどうか、私は自問自答いたしまして、どうしても納得できないということ、さらに先ほど市長も申されましたが、残土のことを言われましたが、今じゃないと残土がない、10 万 m³ないと言われましたが、たとえばあと 2 名の方の地権者から同意を得られなかったらどっちにしてもその残土は使い道がない。そういう形になります。だから私は今すぐ早急に 2 名の方から同意が得られることがベストでございますが、同意が得られた暁には、早急にでも議会において臨時会を開いていただき、補正を組んでそこで承認すれば、やっぱり 1 ヶ月、2 ヶ月遅れるかもしれませんが、ここは気持ちよく事業をスタートするのが本来の行政のあるべく姿ではなかろうかと思い、今回吉津委員の修正案に賛成させていただきます。

田村委員 原案に賛成、修正案に反対の立場で意見をさせていただきます。今、この事業について、問題になっているのは、地権者の方の同意が得られていない中で進めるかどうか。しかし、市長の先ほどのご説明、あるいは今までの議論の中で、私は山登りで言えば 8 合目、9 合目。一番きつい時期に、一番しんどい時期だと思っているんですね。市長のお話によれば、やっぱり誠心誠意、これから何とか地権者の同意が得られる。その見通しも 100%は市長もおっしゃいませんけども、相手のあることですから。私はこの厳しい時期に議会が行政と一緒にあって、この事業の目的は皆さん分かっていると思いますよね。やっぱり長門市の今後にとって、非常に大切なものであると。何とかこれを成功させたいというのは私たちの心からの思いじゃないですか。しかも執行部が今いろいろ、交渉の上手下手とか関わる問題があると思いますよ。それは多いに執行部の中でも反省していただいて、やっぱり心を入れ替えて一生懸命やっていたら、私は可脳性はあると。昨日も言いましたけれども、本当に最後に残っておられる 2 人の方が、同意をしていただけるかどうかというのは、これは賭けです。私はそれに賭けたい。そしてこの時期において議会が反対という立場を取ることにについては、やはり市民の立場から見て、あるいは県やほかの企業の方から見て、いざという時になったら長門市は行政と議会がバラバラになるんじゃないかと。いうことは私は避けたいと思っています。私は原案に賛成、修正に反対の立場で言い足りないところもありますけど、今一番きついところ、

ここで崩れてはいけない、自ら崩れてはいけないというふうに私は思っております。

林委員長 ほかにありませんか。ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。なお、採決は挙手により行いますが、挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。まず、吉津委員から提出された修正案について採決しますので、お間違えのないようにお願いします。本修正案に賛成の方は挙手願います。挙手少数です。よって、修正案は、否決されました。次に原案について採決します。原案に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで、執行部のみなさんは退席をお願いします。お疲れ様でした。この際、暫時休憩いたします。再開は 14 時 10 分からとします。

— 休憩 13 : 55 —

— 再開 14 : 10 —

協議会に切り替え

— 休憩 14 : 50 —

— 閉会 15 : 00 —

林委員長 それでは引き続き、予算決算常任委員会を再開いたします。田村委員。

田村委員 動議。附帯決議を提出することの動議を出します。

林委員長 議案第 1 号につきまして、お手元に配布の通り、ただいま田村委員から附帯決議の動議が提出されました。この際、提出者の趣旨説明を求めます。

田村委員 読み上げることで趣旨説明に代えさせていただきます。附帯決議。議案第 1 号平成 29 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、三隅地区工業用地整備事業に関する附帯決議案。市は以下の事項に十分留意の上、事業執行に努めること。1. すべての地権者の同意を得ることを最優先にすること。2. 地権者の同意が得られるまでは、埋め立て等の工事は控えること。以上決議する。この 2 点につきましては、今論議をいただいたように、長門市議会の思いがこもった決議でございます。どうか、議員全員みなさまのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

林委員長 以上で提出者の趣旨説明が終わりました。お諮りします。議案第 1 号についての附帯決議案につきまして、提出者に対する質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。よって附帯決議案の質疑及び討論は省略いたします。お諮りいたします。今、提出されました、議案

第1号に対する附帯決議案について、採決します。附帯決議案について、案のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。よって、議案第1号についての附帯決議案についてを可決いたします。以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。これで予算決算常任委員会を閉会いたします。どなたもお疲れ様でした。

— 閉会 15 : 10 —